

令和8年度

通学路緊急対策及び県単交通安全対策合併工事
(実籾歩道整備工その2)

特記仕様書

主要地方道 長沼船橋線

習志野市 実籾2丁目

千葉県千葉土木事務所

第1章 総 則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和7年10月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については、別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。

なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は、別表に示すとおりとする。

第2条 工期

本工事の工期は、契約日の翌日から230間とする。

なお、工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	60日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数	0.78
うち休日（土日、祝日、年末年始休暇）	6日間
その他の不稼働日	

1. 天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。
 - イ）1日の降雨・降雪量が10 mm/日以上の日：42日間／年間
 - ロ）8時から17 時までのWBGT 値が31 以上の時間を足し合わせた日数：3日間／年間（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）（過去5か年（2018年11月～2023年10月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）
2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第3条 作業区分

本工事の作業区分は以下によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	・土工（土砂等運搬・整地） ・法面工（張りコンクリート） ・軽量盛土工（コンクリート床版工・地覆工） ・壁面工（笠コンクリート工）
夜間作業	その他工種

ただし、上記区分の変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 受注者は、工事用運搬路として公衆に供する道路を使用するときは誘導員を適宜、配置し安全確保に努めなければならない。
3. 受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止するためのバリケード、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。
4. 工事期間中に配置する交通整理員及び誘導員は下表のとおりとする。

工種	作業区分	交通誘導員	備考
土工・軽量盛土工・擁壁工	昼間・夜間	誘導員A 2人／日以上 誘導員B 3人／日以上	交代要員含む
法面工	昼間	誘導員A 2人／日以上 誘導員B 2人／日以上	交代要員含む
舗装工	夜間	誘導員A 2人／日以上 誘導員B 2人／日以上	交代要員含む
舗装修繕工	夜間	誘導員A 2人／日以上 誘導員B 3人／日以上	交代要員含む
その他の工種	夜間	誘導員A 1人／日以上 誘導員B 2人／日以上	作業区間

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第5条 建設副産物

1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。
また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。
- 3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2. 建設発生土

本工事により発生する建設発生土は次に示す場所へ搬出すること。また、元請業者においては、建設発生土の搬出先が確認できる受領書の写しのほか、法令等に基づき必要な書面を作成し、5年間保存すること。

1) 指定（A）（その他）の場合

建設発生土（150m³）は、千葉市若葉区大宮町361地先に搬出するものとする。

なお、詳細については監督職員の指示によるものとする。

3. 路盤廃材

本工事により発生する路盤廃材は、千葉市稲毛区六方町205地先、片道運搬距離7.3kmの前田道路㈱千葉合材工場（受入れ時間 19時00分～6時00分）に運搬し、処理するものとする。

4. 建設廃棄物

- 1) アスファルト殻は、船橋市習志野4-14-1地先、片道運搬距離3.3kmの東瀝青建設㈱船橋工場（受入れ時間 23時00分～8時00分）に運搬し、処理するものとする。
- 2) コンクリート殻は、千葉市稲毛区六方町205地先、片道運搬距離7.3kmの前田道路㈱千葉合材工場（受入れ時間 19時00分～6時00分）に運搬し、処理するものとする。

第6条 工事現場発生品運搬

現場発生品は下表のとおりとする。

品目	規格	単位	数量	摘要
金属くず・車 線分離標		t	0.8	

千葉市花見川区武石町 1-257-1 地先、片道運搬距離 1.8 km の赤福金属株式会社
武石町店に運搬し、スクラップ処理するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第7条 出来形検査の対象工事

1. 本工事は、千葉県建設工事検査要綱に基づき出来形検査を実施する。
2. 出来形検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行う。

第2章 施 工

第8条 一般施工

1. 工事着手前に工事区域内及びその周辺について状況調査を実施し、状況を十分に把握しておくこと。また、施工に当り既設構造物には十分に配慮し実施するものとする。
2. 本工事の設計趣旨を十分理解し、上記をふまえて良好な施工に努めなければならない。
3. 本工事の施工を行う前に現況調査を行い、それに基づき平面、縦断、横断について検討を行うものとし、その結果については監督職員の承諾を得るものとする。

第9条 掘削・盛土

1. 掘削を行う際は、近接構造物を十分確認しながら行うこと。
 2. 盛土を行う際は、設置構造物を十分確認しながら行うこと。
 3. 掘削で発生した土砂で埋戻しに流用する流用土は、仮置き場（習志野市実籾1丁目31地先）に仮置きし、残土は千葉市若葉区大宮町361地先へ搬出するものとする。
- なお、現地の状況に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第10条 作業土工

1. 設計図書に実線で示した床堀線は、指定したものである。受注者は、指定した勾配で床堀が困難な場合には、監督職員と協議しなければならない。
2. 設計図書に床堀線の明示のないものは、「数量算出要領」に基づくものであり、床堀勾配を拘束するものではない。

第11条 路盤工

1. 路盤設置のための掘削は、路床土となる部分を出来るだけ乱さないように施工し、路盤施工面の基面整正を締固め機械にて行うこと。
2. 前項の施工完了後、監督職員が指示する箇所（2箇所）で現場CBR試験（JISA 1211）を行い、試験結果を提出し、監督職員が承諾した後でなければ、路盤を施工してはならない。

第12条 アスファルト舗装工

1. アスファルトコンクリートの種類は**第18条**のとおりとする。
2. 受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。
3. 受注者は、粒状材料の分離を起こさないよう施工し、また締固めにより不陸を生じないようにしなければならない。
4. 受注者は、路盤の仕上り厚が2層以上になる場合には、各層の仕上げ厚がほぼ均等になるよう施工しなければならない。
5. 受注者は、タンパ・振動ローラ等による締固めの粒状路盤は路盤材の一層の仕上り厚さを10 cm以下となるようまき出さなければならない。
6. 受注者は、仕上げ作業直後に、アスファルト乳剤等を散布して養生を行わなければならない。
7. 受注者は、混合物の敷ならしにあたっては、その下層表面が湿っていないときに施工しなければならない。受注者は、やむを得ず5℃以下の気温で舗設する場合には、次の方法を組合わせる等して、所定の締固め度が得られることを確認し施工しなければならない。
 - 1) 使用予定のアスファルトの針入度は規格内で大きくする。
 - 2) プラントの混合温度は、現場の状況を考慮してプラントにおける混合の温度を決める。ただし、その温度は185℃を超えてはならない。
 - 3) 混合物の運搬トラックに保温設備を設ける。
 - 4) フィニッシャのスクリードを混合物の温度程度に加熱する。
 - 5) 作業を中断した後、再び混合物の敷ならしを行う場合は、すでに舗装してある舗装の端部を適当な方法で加熱する。
 - 6) 混合物の転圧延長が10m以上にならないようにする。
8. 5℃以下で施工する場合は、本条第7項の規定によらなければならない。
9. プライムコートの使用量は $1.20/\text{m}^2$ とし、タックコートの使用量は $0.40/\text{m}^2$ とする

第13条 構造物撤去工

コンクリート構造物の取り壊しは、圧砕機を用いて行うこと。

第14条 重力式擁壁工

重力式擁壁を設置する際は、床付面において地盤の平板載荷試験を行い、許容支持力度が、 78kN/m^2 以上あることを確認すること。 78kN/m^2 に満たない場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更にて対応する。

第15条 笠コンクリート工

プレキャストを用いる場合は別途協議すること。

第3章 材 料

第16条 材料の確認

以下の材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合し確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認をうけなければならない。

なお、上記以外でも監督職員が指示する場合については、監督職員の指示する方法により、検査を受けなければならない。

材 料 名	提出	検 査		摘 要
		品質	数量	
アスファルト混合物	○			車道舗装
区画線	○			車道部

第17条 コンクリート工

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、以下の仕様によるものとする。ただし、高炉セメントによりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。

用途	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (c m)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	セメントの種類	水セメント比 (%)
床版 (t150) コンクリート	24	12	25(20)	高炉セメント	55%以下
床版 (t100) コンクリート	18	8	25(20)	高炉セメント	規定なし
重力式擁壁	18	8	25(20)	高炉セメント	60%以下
小口止め コンクリート	18	8	25(20)	高炉セメント	60%以下
笠コンクリート	24	12	25(20)	高炉セメント	55%以下
壁面工 中詰め	18	8	25(20)	高炉セメント	60%以下
基礎 (均し) コンクリート	18	8	25(20)	高炉セメント	規定なし
車止め基礎コンクリート	21	8	25	高炉セメント	規定なし
張コンクリート	18	8	25(20)	高炉セメント	規定なし
防護柵・標識基礎	18	8	25(20)	高炉セメント	規定なし

2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成14年8月一部改正）により行うものとする。

第 18 条 アスファルト混合物

本工事において使用するアスファルト混合物の仕様は、下表のとおりとする。また当該合材が混合物事前審査（審査機関 社団法人日本道路建設業協会）の認定を受けるまでは、試験練りを行うこととする。

混合物の種類	最大粒径(mm)	溶融スラグ混入率(%)	適用
再生密粒度 As	20	-	車道舗装 (1) 表層
再生粗粒度 As	20	-	車道舗装 (1) 中間層・基層
再生密粒度 As	13	-	車道舗装 (2) 表層 歩道舗装 表層 舗装修繕工(2) 表層
再生密粒度 (改質Ⅱ型) As	20	-	舗装修繕工(1) 切削オーバーレイ(1層) 切削オーバーレイ(2層) の表層部
再生粗粒度 (改質Ⅱ型) As	20	-	舗装修繕工(1) 切削オーバーレイ(2層) の中間層部

第 19 条 区画線

1. 区画線の品質規格及び材料使用量は、下表のとおりとする。

1) 溶融式

名称	規格	数量 (kg/km以上)				備考
		15 cm	20 cm	30 cm	45 cm	
ペイント	JIS K 5665 3 種-1 号	475	633	942	141 7	
ビーズ	JIS R 3301-1 号	20	26	40	60	
プライマ		25	33	50	75	

2. 区画線設置の巾及び色彩は、下表のとおりとする。

種 別	巾 (cm)	色彩	摘 要
外側線	15	白	実線
車道中央線	20	黄	実線
停止線	45	白	実線
横断歩道・導流帯	45	白	ゼブラ
矢印・文字・記号 (踏切注意・横断歩道予告)	15 (換算)	白	矢印・文字・ 記号

第20条 軽量盛土材

本工事において使用する軽量盛土材の仕様は下表のとおりとし、同等以上の品質を有するものとする。これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

軽量盛土材種類	規格	単位体積重量 (kN/m ³)	許容圧縮応力度 (kn/m ²)
発泡スチロールブロック	型内発泡 D-25	0.25	70
発泡スチロールブロック	型内発泡 D-20	0.20	50
発泡スチロールブロック	型内発泡 D-16	0.16	35
軽量砕石	-	4.0	-

第21条 土木シート

本工事において使用する土木シート材の仕様は、下表のとおりとする。

材料	厚さ	遮水/透水	摘要
長繊維ポリエステル系不織布	2mm	透水	歩道舗装
長繊維ポリエステル系不織布	5mm	透水	EPS 背面

第4章 その他

第22条 工事完成図

工事完成図を下記により作成すること。

- (1) CAD データ (SXF (P21Ver. 2) CAD 製図基準に準拠)
- (2) 出来形 (実測値) を記入すること。レイヤは監督職員と協議する。

第23条 アスファルト舗装切断時に発生する排水の適正な処理

1. 舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

「適正に処理する」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者が産業廃棄物を処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について監督員から請求があった場合は提示しなければならない。

2. 処理施設は以下のとおりとする。なお、工事発注後明らかになったやむを得ない事情により、下記により難しい場合には、監督職員と協議するものとする。

a) 受け入れ場所 千葉県船橋市栄町1-18-29
千葉丸辰道路(株)八千代工場
片道運搬距離12.1km以内

b) 受け入れ時間 21時00分～5時00分

第24条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。

2 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)

3 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

第25条 工事現場の現場環境改善

- 1 現場環境改善として実施する内容は下記のとおりとするが、現場条件等により 実施が困難になった場合は、監督職員と協議するものとする。
 - (1) 仮設備関係
ライトアップ施設の設置を実施するものとする。
 - (2) 営繕関係
現場事務所の快適化を実施するものとする。
 - (3) 安全関係
工事標識・照明灯安全設備のイメージアップ（電光式標識等）を実施するものとする。
 - (4) 地域連携
工事工程表の現場提示を実施するものとする。
社会貢献（現場周辺の定期的な清掃、草刈の実施）を実施するものとする。
- 2 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出 するものとする。
なお、実施内容の変更を希望する場合は、協議のうえ、設計変更により実施する 内容を変更できるものとする。また、実施を希望しない場合は、協議のうえ、設計 変更により現場環境改善費の計上を取り止めることができる。
- 3 現場環境改善費に計上した内容に関する工事成績評価の加点は行わないものとする。
なお、計上した内容以外の現場環境改善に資する取組については、工事成績 評価の加
点対象とする。

第26条 付則

仕様書に定めのない事項や内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	ICT活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する 対象工種： 小規模土工 作業土工(床掘工) 舗装工 舗装工(修繕工) 擁壁工 ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない